

第3回 特定保健用食品公正取引協議会広告審査会 審査結果

1. 日 時
2023年7月27日（木） 13:00～16:30
2. 場 所
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3階会議室（Web併用）
3. 審査対象
広告実施期間 2022年4月～2023年3月（12か月間）
4. 対象件数
50件（内訳）テレビ23件、新聞12件、雑誌4件、Web（ランディングページ）11件
5. 審査要領
外部専門家（第三者委員）4名と特定保健用食品公正取引協議会（以下協議会）会員企業のメンバーで構成された広告研究会の代表3名で構成し、協議会会員企業が出稿した広告について、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」および関連法規への適合性を確認した。

6. 審査結果

媒体 判定	A	B	C	適正	一部推奨	推奨	合計
テレビ	0	0	1	16	6	0	23
新聞	0	0	4	8	0	0	12
雑誌	0	0	2	2	0	0	4
Web	0	1	2	8	0	0	11
合計	0	1	9	34	6	0	50
会社数と商品数	0	1社 1商品	4社 5商品	13社 18商品	3社 3商品	0	16社 22商品

* 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促す。

* 一部推奨、推奨については、当該企業に連絡し、HP等で広く公表する。

注)〈審査基準〉

・A判定

「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和4年10月12日）に著しく抵触するものおよび虚偽、特定保健用食品の許可範囲を超える表現など。

・B判定

「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和4年10月12日）に抵触するもの。

・C判定

「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和4年10月12日）に抵触するおそれのあるものおよび消費者に誤認を与えるおそれのあるもの。

- ・ 適正
上記 A～C に該当しないもの

※今回から設けたランク。

- ・ 一部推奨
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされている表現を含むもの。
- ・ 推奨
「適正」なもののうち、特に、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされているもの。

【関連法規等】

健康増進法、景品表示法、「特定保健用食品に関する質疑応答集について」（令和 4 年 8 月 31 日 消食表第 346 号 消費者庁食品表示企画課長通知）。

7. 「特定保健用食品公正取引協議会広告審査会」（第3回）審査概評

特定保健用食品公正取引協議会 委員長
林 功

1991年（平成3年）に制度化された特定保健用食品は、2023年8月現在で1055品目が許可・承認されている。

2013年度より公益財団法人 日本健康・栄養食品協会で「特定保健用食品広告審査会」が開催されてきた。当協議会ではこれを引き継ぐ形で、「広告審査会」を設置し、広告表示の適正化のみでなく、推奨すべき広告表示についても広く周知することで、より一層のトクホの広告表示の向上を目指している。

第3回「広告審査会」は、2023年7月27日に開催され、審査の対象としたテレビ、新聞、雑誌、ランディングページ（Web）の広告50件について審査を行った。

今回より、消費者にわかりやすい広告表現が広く行われることを目指して、審査基準に「一部推奨」と「推奨」のランクを設けた。

【審査結果と主な指摘事項】

- 「A」 判定 0 件
- 「B」 判定 1 件
 - ・ 許可表示の記載がないので、許可表示を「許可表示」と明示してきちんと記載すべきである。
 - ・ トクホの摂取だけで効果があるように見えるので、生活習慣の改善とともに摂取するように見せるべきである。
- 「C」 判定 9 件
 - ・ グラフを使用せずにヒト試験の結果を数値で説明する場合も、試験概要などの記載が必要である。
 - ・ トクホマークの表示が小さく、トクホであることが分かりにくいので、トクホである旨を分かりやすく表示すべきである。
 - ・ トクホ摂取を含む複数のアクションを紹介して、「いずれも2週間ほど続けることで変化が見られ、1か月後には効果を実感できるはず。」と医師に言わせるのは、効果を保証すると思わせるので問題である。
 - ・ TVCMのナレーションで、トクホの機能を話しているのに画面ではトクホに続いて機能性表示食品が映り、区別がわかりづらい。トクホの近くに許可表示、機能性表示食品の近くに届出表示があるものの、最後のカットでトクホと機能性表示食品が混在しているため、両者の区別が明確でなく誤認される恐れがある。
- 一部推奨 6 件（今回から設けたランク）
 - ・ 許可表示、バランス文言が見やすいよう長い時間、何回も表示されている。ナレーションではなく、登場人物が自ら「〇〇が気になる方にオススメ」と言うのが、摂取対象者が明確で分かりやすい。
 - ・ 特定保健用食品と機能性表示食品との区別がはっきりしており、許可表示・届出表示もしっかりと書かれている。
 - ・ 「バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言」の表示において、確実に消費者の目に留まるよう、文字の大きさ、色や配置など、広告全体で十分に配慮されている。
- 推奨 0 件

適合性に疑問があると判定された広告について、当協議会から当該企業に連絡し、検討・改善をお願いするとともに、協議会会員等にも会社名、商品名等を伏せた上で周知し、今後の〈トクホ〉広告を作成する際の参考としていただきたいと考えている。

また、「一部推奨」についても、当該企業に連絡するとともに、ホームページ等で広く公表し、消費者にとってわかりやすい広告作成に役立てて欲しい。

公正競争規約に基づき事業者間の公正な競争を確保するとともに、消費者に定着したトクホ制度をより健全に維持、発展させるため、関連企業においては、トクホの広告・表示が消費者にとって正しく理解できるものとなるよう、より一層ご尽力いただきたい。

以上